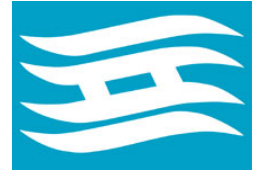


# 兵庫県公報

平成24年4月6日 金曜日 第2377号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	7
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した工作物等（港湾課）	12
○ 海岸法第12条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した他の施設等（同）	13
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	13
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	14
○ 落札者等の公示（西播磨県民局）	16
○ 入札公告（農林水産技術総合センター）	16

## 告 示

### 兵庫県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年3月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神戸北(上わらど池)地区	平成24年4月6日から 同 月26日まで	神戸市 北区役所



**兵庫県告示第483号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市江井字大水谷口2734、2735、字小水谷口2738の5、2748、2749の1、2758の2、字小水谷2736、2748の1、298、299
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第484号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町坊岡字ワナミ1052の1から1052の3まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第485号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区間室字石谷327、327の4、327の5、字佛谷401の1、字虫谷418の1、418の2、字ミノ谷425、426
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第486号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 美方郡香美町香住区小原字鎌足1054、1054の1
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第487号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 美方郡香美町香住区中野字アセビ山496の2から496の4まで、496の6、496の7、496の9、496の11、496の13
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第488号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区中野字アセビ山496の1、496の5
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第489号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区八原字大鹿谷53の2、53の5、53の6
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第490号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字上中1597・1600（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1598、1600の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第491号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字作ボウキ629の1から629の7まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第492号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町居組字道奥1352の2、1352の9、字大鷲1395の2、字マハン谷1406の2、1406の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町歌長字向山608、609、611から622まで、622の1、623から625まで、625の1、625の2、625の4から625の7まで、625の15、625の17、625の20、669、669の1、671、682の1から682の26まで、682の28から682の32まで、字ジヤマメ700の3、700の6、700の15から700の21まで、700の23から700の34まで、701、704から707まで、707の1、711から715まで、湯字大城1684の1、1684の77

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山608、609、611、625、625の1、625の5から625の7まで、625の15、625の17、669、669の1、671、682の1から682の10まで、682の12から682の14まで、682の17から682の23まで、682の25、682の26、682の28から682の32まで、字ジヤマメ700の6、700の19から700の21まで、700の23から700の26まで、700の32から700の34まで、701、704から706まで、711から715まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町歌長字向山608、609、611から622まで、622の1、623から625まで、625の1、625の2、625の4から625の7まで、625の15、625の17、625の20、669、669の1、671、682の1から682の26まで、682の28から682の32まで、字ジヤマメ700の3、700の6、700の15から700の21まで、700の23から700の34まで、701、704から707まで、707の1、711から715まで、湯字大城1684の1、1684の77

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山608、609、611、625、625の1、625の5から625の7まで、625の15、625の17、669、669の1、671、682の1から682の10まで、682の12から682の14まで、682の17から682の23まで、682の25、682の26、682の28から682の32まで、字ジヤマメ700の6、700の19から700の21まで、700の23から700の26まで、700の32から700の34まで、701、704から706まで、711から715まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第495号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ホテルニューアワジ  
洲本市小路谷20  
代表取締役 木 下 紘 一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
ホテルニューアワジ プラザ淡路島  
南あわじ市阿万吹上町字船城1433—2
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号の2ハ 入浴施設			
変更前後の区分		変更前		変更後	
能力		23人/回		同左	
工事着手予定年月日		既設		許可後	
工事完成予定年月日		既設		着手後5箇月	
使用開始予定年月日		既設		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		7時～22時 15時間		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	150	100	150
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	100	50	100
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	80	130	80	130
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.85	1.7	0.85	1.7
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.11	0.22	0.11	0.22
	大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	800未満	800	800未満	800
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		60	60	39	73



66号の2イ 厨房施設				72号 し尿処理施設			
変更前		変更後		変更前		変更後	
800食/日		884食/日		1090人槽 260m <sup>3</sup> /日		同 左	
既 設		同 左		同 左		同 左	
既 設		同 左		同 左		同 左	
既 設		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		24時間連続		同 左	
同 左		同 左		7・8月多し		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
400	500	400	500	10	15	10	15
200	300	200	300	20	25	20	25
200	250	200	250	20	30	20	30
18	36	18	36	35	40	35	40
3.2	6.4	3.2	6.4	3	5	3	5
—	—	—	—	800未満	800	800未満	800
27	27	17	33	180	260	98	201

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	72号 し尿処理施設								
変 更 前 後 の 区 分	変 更 前				変 更 後				
型 式	合併処理浄化槽								
構 造	R C造				同 左				
主 要 寸 法	22.9m×10.15m×4.7m				同 左				
能 力	260m <sup>3</sup> /日				同 左				
汚 水 等 の 処 理 方 式	長時間ばっ気方式+接触ばっ気				同 左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設				同 左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設				同 左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既 設				許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				同 左				
使用時間の季節的変動の概要	7・8月多し				同 左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	210	250	10	15	210	250	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120	150	20	25	120	150	20	25
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	250	300	20	30	250	300	20	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	50	60	35	40	50	60	35	40
	りん含有量 (単位 mg/L)	5	6	3	5	5	6	3	5
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	800未満	800	無数	無数	800未満	800	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)	180	260	180	260	98	201	98	201	

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 2	No. 3	No. 2	No. 3
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	20	190	10	98
	最 大	20	270	20	211
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	最 大	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5	10	5	10
	最 大	10	15	10	15
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5	20	5	20
	最 大	10	25	10	25
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	5	20	5	20
	最 大	10	30	10	30
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1.6	12	1.6	35
	最 大	3.2	20	3.2	40
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.08	2.2	0.08	3
	最 大	0.16	3.5	0.16	5
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	通 常	50	800未満	50	800未満
	最 大	50	800	50	800

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年4月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び南あわじ市市民生活部生活環境課



**兵庫県告示第496号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月23日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 又 は 名 称 株式会社ナカヤマ  
主たる営業所の所在地 明石市大久保町大窪2581番地  
代 表 者 の 氏 名 中 林 千 鶴  
許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-23)第404432号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部
  - (2) 期間  
平成24年4月7日から同月13日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ナカヤマは、平成22年10月10日に特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。  
このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第497号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成24年3月23日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 飯田石材  
主たる営業所の所在地 加西市北条町古坂3-35  
代表者の氏名 飯田 寿  
許可番号 兵庫県知事許可（般-19）第353328号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成24年4月7日から同月13日までの7日間

4 処分の原因となった事実

飯田石材は、平成22年10月10日に特定建設業の許可を持たない建設業者と建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる下請契約を締結した。  
このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。



兵庫県告示第498号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した工作物等について、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年4月6日

東播磨港港湾管理者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 保管した工作物等

別表のとおり

2 当該工作物等の保管の場所

加古郡播磨町東新島（東播磨港公共埠頭）

3 保管した工作物等の返還の手続

保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、東播磨県民局加古川土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表

整理番号	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称（船名）	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					

1	Air Stream	6.9×2.0	1	260-11247 兵庫	加古郡播磨町新島 地先	平成24年3月8日10時
	帆船	白(内色)、 青(外色)				同 日14時
2	Seven Seas	7.1×2.9	1	260-20191 兵庫	明石市二見町南二 見地先	平成24年3月8日10時
	汽船	白(内色)、 青・白(外色)				同 日14時
3	pear flower	6.6×2.4	1	260-31704 兵庫	明石市二見町南二 見地先	平成24年3月8日10時
	汽船	白(内色)、 白(外色)				同 日14時



**兵庫県告示第499号**

海岸法(昭和31年法律第101号)第12条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した他の施設等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年4月6日

尼崎西宮芦屋港海岸海岸管理者  
阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 保管した他の施設等  
別表のとおり
- 2 当該他の施設等の保管の場所  
西宮市甲子園浜2丁目(甲子園浜埠頭用地)
- 3 保管した他の施設等の返還の手続  
保管した他の施設等の所有権等の権原を有することを証する書面を、阪神南県民局尼崎港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表1 船舶

整理番号	保管した他の施設等の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した他の施設等が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					
1	不明	7.5×2.5	1	251-5975	尼崎市大高洲町地先	平成24年3月7日9時30分	
	モーターボート(FRP製)	白・茶(内色) 白・緑(外色)				同 日11時28分	

別表2 その他の物件

整理番号	保管した他の施設等の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した他の施設等が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					
1	船台(鋼製)	3.0×1.5	1	-	尼崎市大高洲町地先	平成24年3月7日9時30分	
	船台	灰色(外色)				同 日11時28分	



**兵庫県告示第500号**

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。  
については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名 谷 脇 一 正  
住所 美方郡香美町香住区矢田934
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 大吉  
所在地 美方郡香美町香住区矢田934
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課  
縦覧期間 平成24年4月6日から同月19日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成24年4月6日から同月19日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	神戸市中央区山本通四丁目172番ほか	1,766.69	宅 地	118,148	11,815
イ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅 地	12,077	1,208
ウ	朝来市和田山町和田山字東裏148番4	264.31	宅 地	2,644	265

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成24年4月9日（月）から同月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成24年4月9日（月）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成24年4月26日（木）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話（078）341-7711 内線 2550・2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成24年5月15日（火）午後1時から同月22日（火）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成24年5月22日（火）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係  
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年4月6日

契約担当者  
西播磨県民局長 藤原由成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県龍野庁舎で使用する電気 予定電力量 1,577,181キロワット時（3年間）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県西播磨県民局総務企画室総務課 赤穂郡上郡町光都2-25
- 3 落札者を決定した日  
平成24年2月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額（税抜）  
31,155,502円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年12月9日



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年4月6日

契約担当者  
兵庫県立農林水産技術総合センター所長 渡邊大直

- 1 調達内容
  - (1) 工事名  
漁業調査船「たじま」第1種中間検査修繕整備工事
  - (2) 工事の内容及び仕様  
総トン数199トンの鋼製の漁業調査船「たじま」の第1種中間検査修繕整備工事 一式  
仕様は入札説明書による。
  - (3) 履行期間 平成24年5月7日（月）から同年6月5日（火）まで
  - (4) 履行場所 請負造船所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の定期検査及び整備工事について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定され



た者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5  
兵庫県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター 担当 福嶋  
電話 (0796) 36-0395

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年4月6日(金)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年4月27日(金) 午後1時30分 但馬水産技術センター2階 会議室

- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして知事が定めるものによる入札については、平成24年4月26日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、平成24年4月20日(金)午後4時までに上記3の(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年5月上旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した漁業調査船「たじま」定期検査及び整備一般工事を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Head of the procuring entity:

Hironao Watanabe, Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Nature and quantity of the services to be required:

A first class intermediate inspection and maintenance repairs on the fisheries research vessel  
TAJIMA

(3) Contract fulfillment period:

From May 7, 2012 through June 5, 2012

(4) Contract fulfillment place:

Contracted dockyard

(5) Deadline for the tender application:

16:00 April 20, 2012

(6) Deadline for tender:

13:30 April 27, 2012 by direct delivery

17:00 April 26, 2012 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Mamoru Fukushima Tajima Fisheries Technology Institute

1126-5 Sakai, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6541

TEL(0796) 36-0395